

ひょうごインターキャンパス参画機関利用規約

この規約は、兵庫県生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」(以下「インターキャンパス」という。)における参画機関の情報入力等にかかる具体的な事項を定める。

1 基本的事項

- (1) インターキャンパスは、参画機関が提供する情報の案内を行うとともに、当該システム利用に係る情報を、参画機関に配信することとし、(公財)兵庫県生きがい創造協会(以下、「生きがい創造協会」という。)は当該システムの管理・運営を行う。
- (2) 生きがい創造協会は生涯学習部に管理者を置く。
- (3) 参画機関及び生きがい創造協会は、インターキャンパスの利用促進を行う。

2 参画機関の承認

- (1) インターキャンパスにおいて情報提供しようとする機関・団体は、インターキャンパスに掲載の参画機関申込みフォームに必要事項を入力し、生きがい創造協会あてに送信する。
- (2) 生きがい創造協会は、前項の申込みを審査の上、参画機関としての承認を行い、承認した機関・団体に対し、ID・パスワードを発行し、通知する。
- (3) 発行されたパスワードを変更する際は、参画機関担当者は参画機関申込みフォームの担当者情報メニュー画面より変更する。
- (4) 発行されたID・パスワードの再発行が必要なときは、参画機関担当者は管理者に連絡し、管理者はその参画機関があらかじめ登録した電子メールあてに通知する。
- (5) 発行されたID・パスワードが不要となったときは、参画機関担当者は、電子メールでその旨を管理者に連絡し、生きがい創造協会は事実を確認の上、登録を削除する。

3 ID・パスワードの管理

- (1) ID・パスワードは参画機関が管理するものとし、ID・パスワードの盗用、貸与、譲渡に伴う損害の発生について、生きがい創造協会はいかなる責任も負わない。
- (2) 発行されたID・パスワードは、当該参画機関のみの利用に限定し他のいかなる機関・団体への貸与、譲渡も認められない。また、パスワードを変更する場合、過去に使用したものを再利用しない。

4 学習情報の入力

参画機関は、自己のID・パスワードにより参画機関専用メニューにログインし、学習情報登録画面から、自己の持っている生涯学習に関する情報を入力する。

5 ひょうごインターキャンパスニュースの掲載

- (1) ひょうごインターキャンパスニュースに掲載可能な記事は、参画機関が実施する講座、イベント等の募集を基本とする。
- (2) 掲載希望又は受付は先着順とし、掲載期間は概ね2週間とする。
- (3) 掲載希望のある参画機関は、下記項目を機関管理用メニューから申請する。
 - ① 掲載希望内容（表題、記事内容）
 - ② サムネイル用画像ファイル（1枚）

6 最新情報の提供

参画機関は、常に最も新しい情報を提供するために、提供情報に変更・更新があった場合は、速やかに変更・更新を行う。

7 情報責任

参画機関は、自ら提供した情報に対するの責任を負うものとする。インターキャンパス利用者からの問い合わせ等に対しては、誠意を持って対応する。

8 禁止事項

- (1) 参画機関が、インターキャンパスへ情報提供するに当たり、次の行為を禁止する。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 犯罪的行為に結びつく行為
 - ③ 参画機関又は第三者を誹謗中傷する行為
 - ④ 参画機関又は第三者の権利（著作権を含む。）の侵害行為
 - ⑤ 参画機関又は第三者のプライバシーの侵害又は侵害するおそれのある行為
 - ⑥ 情報の改ざん行為
 - ⑦ 政治的活動、宗教的活動又はこれらに類する行為
 - ⑧ インターキャンパスの趣旨に反する行為
 - ⑨ インターキャンパスの運営に支障をきたし、又は管理者の信用を毀損する行為
 - ⑩ その他、法令に違反し又は違反のおそれのある行為
- (2) 参画機関は、上記の行為があった場合は、速やかに該当する情報の削除を行わなければならない。
- (3) 生きがい創造協会は、参画機関の行為が上記に該当すると判断した場合、当該参画機関に通知することなく、参画機関への案内を中止することができる。

9 個人情報の保護

- (1) 参画機関は「個人情報保護方針」を遵守しなければならない。
- (2) 管理者は、参画機関が上記の方針に反した場合は、当該機関が提供した情報を削

除するとともに、当該機関に交付した ID・パスワードを廃止する。

附則

この規約は、平成 22 年 9 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。